

落札者決定基準

業務名

第6世代仙台市財務会計システム構築及び運用保守業務委託

仙台市 会計室 会計課

目次

1	はじめに	1
2	評価基準	1
(1)	落札者決定の方法.....	1
(2)	欠格事項.....	1
(3)	技術的要件と入札価格に対する得点配分.....	2
(4)	技術提案評価点の算出方法.....	3
(5)	価格評価点の算出方法.....	9

別紙1 技術提案書評価基準表

別紙2 デモンストレーション審査評価項目

1 はじめに

本書は、「第6世代仙台市財務会計システム構築及び運用保守業務委託」に係る落札者決定基準を取りまとめたものである。落札者決定基準に関する留意事項を以下に記す。

2 評価基準

(1) 落札者決定の方法

以下のとおり、公平かつ客観的に選定する。

- ア 本業務の総合評価一般競争入札の実施に係る総合評価委員会を設置する。
- イ 参加申出時に参加資格確認申請書等の書類を提出し、本市に参加資格が認められた入札参加者について、技術提案書審査、デモンストレーション審査を行う。
- ウ 「技術的要件に対する得点（以下「技術提案評価点」という。）」及び「入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）」の総合評価とし、合計点が最も高い者に決定する。
- エ 落札者となるべき総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該2者のうち技術提案評価点の高い事業者に決定する。技術提案評価点も同点の場合はくじ引きで決める。

(2) 欠格事項

次に該当する者は、審査を実施する前に失格とする。

- ・ 期日までに必要な書類を提出しない者
- ・ 技術提案書作成要領に記載している提案事項が十分に記載されていない者
- ・ 仕様書に示す本市の要求に応じた提案がなされていない者
- ・ 技術提案内容に事実と反する内容（又は反すると疑われる内容）がある者
- ・ デモンストレーション審査に応じなかった者
- ・ 2（4）イ デモンストレーション審査の記載に反するデモンストレーションを実施した者
- ・ 提案見積内訳書の金額が予定価格を上回る者
- ・ 入札期間中に入札参加資格を満たすことができなくなった者

(3) 技術的要件と入札価格に対する得点配分

技術提案評価点配分と、価格評価点配分の比率を3:1とし、「表1 技術提案評価点・価格評価点の配分」に示すように、技術提案評価点に対する配点を6,600点、価格評価点に対する配点を2,200点（合計8,800点）とする。さらに技術提案評価点は、技術提案書審査（5,500点）、デモンストレーション審査（1,100点）に区分する。

表1 技術提案評価点・価格評価点の配分

評価点区分	評価項目	配点	
技術提案評価点	技術提案書審査	5,500 点	6,600 点
	デモンストレーション審査	1,100 点	
価格評価点	入札価格	2,200 点	
合計		8,800 点	

(4) 技術提案評価点の算出方法

技術提案評価点は、以下の方法で算出する。

ア 技術提案書審査

(ア) 別紙1「技術提案書評価基準表」に記載の各項目について、個別に評価を行い、評価点を与える。評価点は以下のとおり計算する。

①技術提案書の記載内容について、別紙1「技術提案書評価基準表」の各項目（3（3）・（4）に示す機能要件、3（5）・（6）に示す帳票要件に係る評価項目を除く。）に対し、5段階の区分の評価で「表2 技術提案書審査の採点基準」に示す採点基準に従い採点する。

表 2 技術提案書審査の採点基準

提案の評価	配点		
	150 点 満点	120 点 満点	60 点 満点
A：特に優れているもの	150 点	120 点	60 点
B：優れているもの	120 点	96 点	48 点
C：標準的に評価できるもの	75 点	60 点	30 点
D：部分的に評価できるもの、やや劣るもの	30 点	24 点	12 点
E：評価できないもの	0 点	0 点	0 点

②別紙1「技術提案書評価基準表」の評価項目のうち、3（3）・（4）に示す機能要件及び3（5）・（6）に示す帳票要件に係る評価については、「表3 評価項目「機能要件及び帳票要件（必須）」の採点基準」及び「表4 評価項目「機能要件及び帳票要件（任意）」の採点基準」に示す採点基準に従い採点し、以下の式により得点を算出する。なお、小数点以下は切り捨てとする。

③本業務はシステム構築により課題の解決を目指すものであるため、システム機能による対応を代替手段による対応より上位に評価する。特に、機能要件及び帳票要件の評価においては、パッケージ標準機能による実現を最も高く評価する。また、カスタマイズによる実装については、利便性の向上及び操作誤りの低減が期待できることから、EUC 機能又は代替手段による対応より上位に評価する。

④採点合計は、総合評価委員会の各委員の評価点を集計し、その平均点により算出する。

表 3 評価項目「機能要件及び帳票要件（必須）」の採点基準

実現方法 区分	実現方法		配点
PKG（済）	提案日現在、パッケージシステムの標準機能で実装している。		10 点
PKG（未）	構築期間中に、パッケージシステムの標準機能で実装する。		8 点
CST (カスタマイズ)	構築期間中に、カスタマイズにより実装する。		6 点
EUC	EUC 機能（※1）等（※2）により対応する。		4 点
代替	システムでは実装不可能なため、代替手段により実現する（※3）。	代替手段が具体的に示されており、本市が許容できる。	1 点
		代替手段が示されているが、本市が許容できる手段ではない。	0 点

※1 EUC 機能とは、システムのデータを、画面から項目ごとに条件を設定して、容易に CSV ファイル等に出力できる機能をいう。

※2 パッケージシステムの標準機能で実装可能だが運用・ルールの見直しを伴う場合や、事業者が提供する Access や Excel 等の簡易ツールにより対応する場合もこの区分に含む。

※3 代替手段の記載がない場合は、欠格事項に該当する場合がある。

<得点算出方法>

当該項目の得点（機能要件）

$$= \text{機能要件（必須）に係る得点配分（2,095 点）} \times \frac{\text{採点合計}}{\text{満点（8,070 点）}}$$

当該項目の得点（帳票要件）

$$= \text{帳票要件（必須）に係る得点配分（740 点）} \times \frac{\text{採点合計}}{\text{満点（2,860 点）}}$$

表 4 評価項目「機能要件及び帳票要件（任意）」の採点基準

実現方法 区分	実現方法		配点
PKG（済）	提案日現在、パッケージシステムの標準機能で実装している。		10 点
PKG（未）	構築期間中に、パッケージシステムの標準機能で実装する。		8 点
CST （カスタマイズ）	構築期間中に、カスタマイズにより実装する。		6 点
EUC	EUC 機能等により対応する。		4 点
代替	システムでは実装不可能なため、代替手段により実現する。	代替手段が具体的に示されており、本市が許容できる。	1 点
		代替手段が示されているが、本市が許容できる手段ではない。	0 点
非対応	実装不可、又は実装しない。		0 点

<得点算出方法>

当該項目の得点（機能要件） $= \text{機能要件（任意）に係る得点配分（785 点）} \times \frac{\text{採点合計}}{\text{満点（2,520 点）}}$
当該項目の得点（帳票要件） $= \text{帳票要件（任意）に係る得点配分（230 点）} \times \frac{\text{採点合計}}{\text{満点（730 点）}}$

イ デモンストレーション審査

(ア) 概要

デモンストレーション審査では、入札参加者が当該システムを利用する職員向けを想定して、実際のパッケージシステムの機能説明を行い、操作性を評価する。

(イ) 実施日・実施場所

実施日：令和8年11月5日～令和8年11月11日（予定）

実施場所：仙台市役所会議室（機能によって、2会場に分けて実施する。）

※日時及び場所の詳細は入札後別途連絡する。

(ウ) 方法

- ・入札参加者は、各操作性審査会場にデモンストレーション端末を持ち込み、各操作性審査会場につき4名まで説明員を配置可能とする。
- ・デモンストレーションは、入札参加者が操作する端末画面をモニターに投影して行うこと。
- ・必要に応じ、デモンストレーションに関する範囲内において、説明資料を紙で配布することやモニターへ投影することを可能とする。
- ・提案日現在では実装されていない機能や画面については、別紙2「デモンストレーション審査評価項目」に記載の各シナリオ（業務フロー）に沿った画面構成や画面遷移が分かる資料を準備し説明を実施すること。
- ・これらの説明資料にデモンストレーションに関する範囲を超える提案等の内容を含めることは認めない。
- ・デモンストレーションに必要な機材として、モニター及びモニター接続ケーブル（HDMI）は本市が用意する。パソコン、それ以外の補助機器は入札参加者が用意すること。

(エ) デモンストレーション審査の評価項目、割当時間及び配点、評価基準

デモンストレーション審査の評価項目、割当時間及び配点は、別紙2「デモンストレーション審査評価項目」に示す。審査では、別紙2「デモンストレーション審査評価項目」に記載の各シナリオ（業務フロー）について割当時間の範囲内で入札参加者が実施すること。入札参加者は、これらの内容に対応できるようにデモンストレーション用の環境（デモンストレーション用データの作成を含む）を準備すること。

デモンストレーション審査に係る評価の観点は、表5「デモンストレーション

審査評価基準」に示す。

表 5 デモンストレーション審査評価基準

観点	評価基準
効率性・機能性	①本市業務に適した機能や業務効率化に寄与する機能が充実しているか ・画面上での一覧表示において、並べ替え・絞込・検索等の操作が容易に行えるか ・必要な情報を迅速に抽出できる表示・検索機能が備わっているか ②画面入力における効率化の工夫がされているか ・規定値の初期表示や入力履歴の参照など入力回数を減らす工夫がされているか ・利用可能な項目のみ表示される、エラーチェックが働くなど、誤登録を防止する工夫がされているか ・権限保有者ごとに必要な情報が表示される画面構成か ・検索回数や画面遷移回数を減らせるような構成か ③データ取込の方法及びエラー時の対応方法が簡単か
視認性・操作性	①画面の見やすさ ・一画面の情報量は適当か（画面スクロール含む） ・色の配置、イラストやグラフィックの活用により直感的に情報の内容が理解できるような工夫がされているか ・添付資料等が複数の場合でも参照しやすい画面構成になっているか。 ②操作方法の分かりやすさ ・業務ごとに必要な画面に簡単に到達できるか ・入力必須項目と任意項目の別は明らかか ・誤入力時の注意喚起は、修正等が必要な個所・内容を容易に特定できるものになっているか ・直観的に操作方法が分かるような工夫がされているか

(オ) デモンストレーション審査の評価

別紙2「デモンストレーション審査評価項目」に記載する項目ごとに表6「デモンストレーション審査評価区分表」のとおり5段階の区分の評価に従い採点し、以下の式により得点を算出する。なお、小数点以下は切り捨てとする。

表 6 デモンストレーション審査評価区分表

提案の評価	配点	
	30 点満点	20 点満点
A：非常に優れている	30 点	20 点
B：優れている	24 点	16 点
C：標準的である	15 点	10 点
D：一部課題がある	6 点	4 点
E：適さない	0 点	0 点

<得点算出方法>

当該項目の得点

$$= \text{デモンストレーション審査に係る得点配分 (1,100 点)} \times \frac{\text{採点合計}}{\text{満点 (900 点)}}$$

ウ ヒアリング

(ア) 概要

技術提案書等の内容について、入札参加者に対しヒアリングを行う。概要は次のとおりとする。

(イ) 実施日・実施場所

実施日：令和8年11月17日～令和8年11月20日（予定）

実施場所：仙台市役所会議室

※日時及び場所の詳細は入札後別途連絡する。

(ウ) 方法

- ・原則として本業務のプロジェクトリーダーが説明すること。他の者の同席は2名までとする。
- ・提案内容のプレゼンテーション（20分以内）を受けた後、本市からヒアリング（120分以内）を行う予定とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した技術提案書等（「技術提案書作成要領」に記載の提出書類）に記載した内容に沿って技術提案書等要約のスライドを用いて行うこと。技術提案書等に記載した範囲を超える内容を含む追加資料の配布は認めない。
- ・説明に必要な機材として、モニター及びモニター接続ケーブル（HDMI）は本市が用意する。パソコン及びそれ以外の補助機器は入札参加者が用意すること。
- ・ヒアリングは技術提案書等の内容の理解を補助するためのものであり、技術提案書等に記載されていない内容を評価するものではない。
- ・対面による実施が困難な場合は、本市と協議の上、オンラインによる実施も可能とする。その場合に必要となるWEB会議用ツール、端末、スピーカー、ネットワーク回線等については、入札参加者が用意すること。実施日、説明者、説明、その他留意事項については、上記の各項目に準じるものとし、審査の公平性や透明性等を損ねない範囲で実施することとする。

(5) 価格評価点の算出方法

価格評価点は入札書により、次のとおり算出する。ただし、予定価格を超過したものは、失格となり、落札者になることはできない。なお、小数点以下は切り捨てとする。

当該項目の得点

$$= \text{価格評価点に係る得点配分 (2,200 点)} \times \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}}$$